

平成 30 年 7 月 4 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

## 民間競争入札事業「政府所有米穀の販売等業務（平成 24 年度契約分）」の実施状況の訂正を受けた今後の事業実施方針について（案）

### 1 経緯

（市場化テスト実施状況）

本事業は、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）に基づき、平成 23 年度開始事業から民間競争入札を実施しており、当該平成 23 年度開始事業に係る官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の事業評価（平成 28 年 9 月 12 日）において「新プロセスへの移行」が議了され、現在、平成 30 年度開始事業について、市場化テスト 8 期目として新プロセスにより民間競争入札を実施し、実施要項に基づき事業を実施しているところである。

（昨年の事業評価について）

「平成 24 年度開始事業」については、昨年の入札監理小委員会<sup>1</sup>において、農林水産省から事業の実施状況が報告され、これを受けて総務省評価案の審議を行い、監理委員会<sup>2</sup>において「引き続き新プロセスにより実施する」こととして議了された。

（実施状況の訂正について）

上記の評価審議済である「平成 24 年度開始事業」の事業期間中である平成 25 年度に不適正事案が発生した。しかしながら、農林水産省は「平成 25 年度開始事業」の中で当該事案が発生したと誤認していた。この点について、今回、農林水産省から再度の実施状況の報告を行い、これを受けて、監理委員会において本事業の今後の実施方針について審議を行うものである。

### 2 不適正事案の内容

「平成 24 年度開始事業」を実施していた A 受託事業者が、平成 25 年 11 月上旬から 12 月上旬までの間、加工原材料用として販売した平成 24 年度契約分の米国産うるち精米（約 114 トン）について、加工原材料用である表示「加」を付して販売すべきところ、誤

<sup>1</sup> 第 470 回入札監理小委員会（平成 29 年 8 月 4 日）

<sup>2</sup> 第 199 回官民競争入札等監理委員会（平成 29 年 9 月 13 日）

った表示を付して販売していたことが農林水産省の实地調査によって発覚した。

これを受けて、農林水産省は、本事案が関係法令に違反しているため、「政府所有米穀の販売等業務委託契約書」に基づき、本事案が発生した原因について究明・分析し再発防止策を講じることを命じたところ、A受託事業体は、本事案が法令に対する理解と現場に対する指導監督が不十分だったとして、直ちに再発防止策として、用途限定表示作業における作業手順を見直し改善を図ったとともに、政府所有米穀を保管・出庫している全倉庫を対象とした教育を実施し、チェック体制の強化として、A受託事業体による票せんの事前確認等を行った。

### 3 本事案と民間競争入札との関連性及び今後の実施方針について

A受託事業体が発生させた本事案については、誤出庫の発生という事実はあるものの、①平成24年度契約分のA受託事業体の政府所有米穀の受託数量（約223千トン）に対する誤出庫（約114トン）の割合は約0.05%と極めて規模が小さく、かつ当該誤出庫の事案による安全等に係る被害は生じていないこと。②A受託事業体は、農林水産省と連携して速やかに善処策を図るとともに、再発防止策を講じたこと。③本事案は、入札に当たって農林水産省が作成した実施要項の内容に起因したものではないと判断されることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）Ⅲ. 2. 「新プロセスの手続」における「実施状況が思わしくないもので、改めて現行プロセスにより事業を実施すべきものと判断された事業については、次期基本方針別表（本表）で整理する。」には該当せず、本事業の実施方針については「引き続き新プロセスにより実施するのが適当である」と考えられる。

平成 30 年 6 月 22 日  
農林水産省政策統括官

## 民間競争入札実施事業「政府所有米穀の販売等業務（平成 24 年度契約分）」の実施状況の訂正について

### 1 実施状況の訂正に至った経緯

平成 25 年度に発生した「政府所有米穀の販売等業務」の不適正事案については、「平成 24 年度契約分の実施状況」の作成段階においては、平成 25 年度契約分に該当する事案と認識していたところ。

しかしながら、平成 25 年度契約分の実施状況の作成時において、平成 24 年度契約分の米穀に関する事案であったと確認したため、「平成 24 年度契約分の実施状況」を訂正し、再度報告を行うに至った。

### 2 不適正事案の概要について

#### (1) 事案発生の際の経緯

A受託事業体は、平成 25 年 11 月上旬から 12 月上旬までの間、加工原材料用として販売した平成 24 年度契約分の米国産うるち精米（約 114 トン）について、加工原材料用である表示「加」を付して販売すべきところ、誤った表示を付して販売していたことが農林水産省の実地調査によって発覚。

#### 【受託数量に対する誤出庫の割合】

平成 24 年度契約分の A 受託事業体の政府所有米穀の受託数量（約 223 千トン）に対する誤出庫（約 114 トン）の割合は、約 0.05%。

#### (2) 不適正事案の内容・業務改善に向けた対応

① 農林水産省は、本事案が関係法令に違反しているため、「政府所有米穀の販売等業務委託契約書」に基づき、本事案が発生した原因について究明・分析し再発防止策を講じることを命じたところ。

#### ② 業務改善に向けた受託事業体の対応

A受託事業体は、本事案が法令に対する理解と現場に対する指導監督が不十分だったとして、直ちに再発防止策として、用途限定表示作業における作業手順を見直し改善を図ったとともに、政府所有米穀を保管・出庫している全倉庫を対象とした教育を実施し、チェック体制の強化として、A受託事業体による「票せん」の事前確認等を行った。

(3) 本事案の発生と民間競争入札実施要項等の関連性について

- ① 用途限定米穀の扱いについては、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)の第7条の2に基づき定められた「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」第4条第1項第1号において規定されている。「政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項」(以下「入札実施要項」)においては、受託事業体が政府所有米穀を販売するに当たって、同省令に従うよう、用途限定米穀の扱いを規定しているところ。

【米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)(抜粋)】

第四条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 その包装又は容器(販売先における保管施設の状況その他のやむを得ない事情により、包装又は容器を用いずに販売する場合にあっては、送り状)に、その用途を示す表示を付すこと。

【入札実施要項政府所有米穀の販売等業務仕様書令(抜粋)】

第6章 各業務の実施方法  
第1節 政府所有米穀の販売

第1 共通事項

2 遵守事項

- (3) 受託事業体は、政策統括官が用途を限定した政府所有米穀を販売する場合は、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)に従い、その包装又は容器にその用途を示す表示を付す等の必要な措置を講じなければならない。

- ② また、A受託事業体が本事案を発生させたが、軽微な違反であるとともに、直ちに是正したため、「入札参加資格に関する事項」や「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」に照らして、A受託事業体の入札参加資格や落札決定者の地位に影響を与えるものではない。

### 3 実施状況報告の訂正事項の概要

上記1・2の状況を踏まえ、平成24年度契約分の実施状況の該当部分である「確保されるべき質の達成状況及び評価について」の「政府所有米穀の安全の確保等の政府所有米穀の適正な流通の確保」については、「受託事業体は、米穀の流通に関する法令の規定を遵守して、政府所有米穀の販売に努めていたものの、保管担当者の認識不足による不適正な事案(誤出庫)が1件発生した。当該受託事業体は、速やかに善処策を図るとともに、再発防止策を講じた。」と訂正し、再度実施状況を報告する。